年金の請求は早めに

こんなときこんな年金が受けられます

国民年金に加入している人が老齢になったとき、病気やけがのため働けなくなったり日常生活に非常に不自由をきたすようになったとき、あるいは不幸にして亡くなったときなどに、本人や遺族の生活を保障するため次のような各種の年金が支給されます。

ところが、これらの年金を受けることができるにもかかわらず、気がつかなかったことなどにより請求をせず、受けていない人をときどき見うけます。年金を受けられる要件に該当したときは早めに請求してください。

年金の種類			年金額
老令年金	保険料の納付または免除期間（他の公的年金加入と合せた期間）が25年以上ある人が65歳になったとき――年令により期間が10年～24年に短縮	最近の一年以上保険料納付または三年以上免除期間があること	25年納付　278,640円 10年年金　174,150円
通算老令年金			5年年金　111,456円
障害年金	病気やケガで日常生活が不自由な障害者になったとき		1級障害　348,300円 2級障害　278,640円
母子年金	夫を亡くして18歳未満の子を養っているとき		278,640円 2人目の子(孫・弟妹) 9,600円加算
準母子年金	祖母・姉が生計の主柱である男子を亡くし、18歳未満の孫・弟妹を養っているとき		3人目の子(孫・弟妹)以降1人につき、それぞれ 4,800円加算
遺児年金	父・母が亡くなって18歳未満の子供が残されたとき		
寡婦年金	老令年金をうける資格のあった夫が亡くなったとき		夫の老令年金の半額
死亡一時金	3年以上保険料を納めた人が年金を受けずに死亡したとき		3年以上15年未満 17,000円

なお、「私はこんな年金が受けられるのでは…？」と思うときはお気軽に市民課年金係へお問い合せください。

市民課年金係

火のもとの点検を

春の全国火災予防運動

2月から3月にかけては1年間でもっとも火災の多い時期で、1年間のほぼ30%がこの時期に集中しています。火災の多くは火気の取扱いの不注意や不始末から発生していますので、住民一人ひとりのちょっとした心がけでほとんどが未然に防止できます。「生活の一部にしょう火の点検」を合言葉に春の全国火災予防運動が行なわれます。一人ひとり十分注意し、火災防止に心がけるようにしましょう。

椿展　南国市第二回椿展

南国市第二回椿展が三月三十日、三十一日の二日間、南国市商工会（元南国警察署跡）で開かれます。両日とも午前九時半から午後四時までで、入場料は無料です。

これは五台山椿園の紹介と充実に協力するとともに椿の普及と郷土に「花と緑」の緑化運動を進めることを目的としており、期間中は、椿苗木の即売および椿栽培その他についての相談コーナーも設置されますのでおいでください。

福祉　身体障害児(者)福祉展

第五回高知県身体障害児(者)福祉展が、二月二十七日から三月一日までの三日間、高知大丸五階催し場で開催されます。

これは、身体障害児（者）の更生援護の実態を資料により公開し、更生援護思想の普及啓発を図り広く県民の理解と関心を高めるとともに、身体障害者の製作品を展示即売して身体障害者福祉の推進を図ることを目的としています。多くの人の出品および見学をお願いします。

なお、福祉展についてのくわしいことは高知県身体障害者福祉センター（電話〇八八八―七二―九四九七）へおたずねください。

納税　確定申告と納税は

所得税・贈与税・個人住民税・事業税の確定申告と納税は、二月十六日から三月十五日までです。南国税務署は毎月、納税相談に応じていますが、できるだけ三月一日、八日、十二日から十五日までの間に利用してください。午前九時から午後五時まで（土曜日は正午まで）行なっています。税務署からの「呼び出し」は、昨年からしていません。納税者の自由申告になっていますので、所得計算の方法や申告の仕方、申告書の書き方などわからないことは問い合わせください。

また、確定申告の時期になりますと、税について相談をうける資格のないにせ税理士が無責任なうまい話を持ち込んだりすることがあります。

相談は、南国税務署、市役所のほか、商工会（顧問の税理士）などにご相談ください。

南国税務署

農業の相談　移動農業委員会

農業委員会ではいつも農家のみなさんと密接な連係を保ち、人と人とのつながりを深めるとともに、農家のみなさんの意見や悩みを農業委員、職員が積極的に聞き、相談に応じています。今回、次の地区で移動農業委員会を開き、相談活動を行ないますので、気軽においでください。

受付ける相談内容は、▼農地問題について ▼制度資金について ▼農家の納める税金について ▼南国市の農業政策について ▼その他農業に関すること。

日程と場所は ▼二月十七日＝長岡農協 ▼二十日＝市農協大篠支所 ▼二十一日＝市農協日章支所 ▼二十四日＝三和農協 ▼二十六日＝十市農協、いずれも午後一時から各農協会議室で行ないます。

なお、北部地区は三月を予定しています。

農業委員会

請求　特別弔慰金の請求もれ

次の三つの条件をすべて備えた戦没者の遺族に特別弔慰金が支給されます。請求もれの人は、今すぐ市福祉事務所社会係までお問い合わせてください。

▼昭和十六年十二月八日以降の戦没者について弔慰金を受けたこと。

▼昭和四十年四月一日から四十七年三月三十一日までの間に公務扶助料などを受けていたが死亡などにより失権したこと。

▼昭和四十七年四月一日現在でだれも公務扶助料などを受けていないこと。

なお、特別弔慰金を受けることができる遺族の範囲は、子、父母、祖父母、兄弟姉妹です。

電話三―二一一一　内線一六二

郵便による不在者投票制度

選挙人で身体に重度の障害がある人が、現住している場所で投票紙に記載して、これを郵送するという郵便による不在者投票制度が出来ました。

この制度を利用できる人は

①身体障害者福祉法第4条に規定する障害者は、身体障害者手帳に両下肢か体幹の障害が1～2級、心臓、じん臓、呼吸器の障害は1級か3級であると記載されている人

②戦傷病者特別援護法第2条第1項に規定する戦傷者は、戦傷病者手帳に両下肢か体幹の障害が特別項病から第2項病まで、心臓か呼吸器の障害は特別項病から第3項病までであると記載されている人

身体障害者手帳か戦傷病者手帳の交付を受けている人で以上の要件をみたす選挙人に限ります。

なお、2つ以上の身体上の障害が重複してある人は、そのうちいずれか1つが両下肢などの障害の程度が①②に該当するための知事の証明が必要です。

郵便投票証明書

郵便投票のできる人は市選挙管理委員会に、身体障害者手帳、戦傷病者手帳または知事の証明を添えて、選挙管理委員会にある申請書に本人が署名（点字によるものを除く）したものを郵便投票証明書（4ヵ年有効）の交付を受けてください。

なお、郵便投票証明書の交付を受けた人で、郵便による不在者投票に規定する選挙人に該当しなくなったり、他の市町村の選挙人名簿に登録された場合には、直ちに選挙管理委員会にかえさなければなりません。

郵便投票の方法

郵便投票のできる人は、選挙期日4日前の午後5時までに、本人の署名した文書と郵便投票証明書を提示して投票用紙と投票用封筒の交付を請求しなければなりません。交付を受けたら現住する場所で自ら候補者の氏名を記載して、内封筒に入れ封をし、外封筒の表に記載の年月日と場所を記入し、署名をして、更にその他の適当な封筒に入れ、表に投票用紙が在中する旨を明記して選挙管理委員会に対して郵送してください。

なお、郵便による不在者投票に対する干渉や秘密侵害などを防止するため、投票干渉罪およびせん動罪の規定を適用されることがあります。

その他、くわしいことは市選挙管理委員会までおたずねください。

選挙管理委員会

●市政モニターの募集……二月二十八日までに申し込んでください。くわしくは二月一日号の広報をご覧ください。